次世代型パーソナルモビリティによる 新たなモビリティサービスの実現

令和2年10月



1 次世代型パーソナルモビリティに係る規制緩和



提案の背景

令和2年9月10日 第31回東京圏国家戦略特別区域会議資料抜粋

- ・「幕張メッセ」「大型商業施設」等を有する幕張新都心は、「職・住・学・遊」 の複合機能が集積した、新しい時代の社会的ニーズやライフスタイルに対応 した快適で魅力的な街の実現を目指している。
- ・様々なニーズや利用者属性に応じた次世代型パーソナルモビリティサービスの社会実装に向けた取り組みを推進。



パーソナルモビリティ体験ツアー

課題

- ·立ち乗り型のパーソナルモビリティは「原動機付自転車」に分類 → 歩道走行不可
- ·<u>自動送迎、乗り捨て後の自動回収</u> → 無人走行について法令上のルールが明確でない



提案内容

- ○「原動機を用いる身体障害者用の車椅子」の基準を満たすパーソナルモビリティの歩道走行 において、**利用シーンに応じて『座り乗り』、『立ち乗り』のどちらも可能とする**
- ○障害物回避などの安全機能を有したパーソナルモビリティの**歩道無人走行を可能とする**

多様な移動ニーズを満たす次世代型モビリティの普及促進!

【身体障害者用の車椅子の基準を満たすモビリティ】

今回提案のモビリティ

| 規格 | 椅子 | 有 ※ 収納できる可変タイプも含む | 椅子無 |
|-------|------|-----------------------|--------|
| 乗り方 | 座り乗り | 立ち <mark>乗り</mark> | |
| 走行エリア | 歩道 | 車道 → <u>歩道</u> | 車道(原付) |

【モビリティイメージ】





1 次世代型パーソナルモビリティに係る規制緩和



提案内容①

「原動機を用いる身体障害者用の車椅子」の基準を満たすパーソナルモビリティにおいては、立ち乗りでの歩道走行も可能とする。

原動機を用いる身体障害者用の車椅子の基準(道路交通法施行規則)

- ○長さ:120cm 幅:70cm 高さ:120cm
- ○原動機として、電動機を用いること
- ○6 k m/ h を超える速度を出すことができないこと
- ○歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと
- ○自動車又は原動機付自転車と外観を通じて明確に識別することができること

左記基準を満たすモビリティにおいては、乗り方によって安全性に差は生じないと考えられることから、歩道走行を認める新たなモビリティ区分の検討をお願いしたい

提案内容②

障害物回避などの安全機能を有したパーソナルモビリティの歩道無人走行を可能とする。

本市の目指すパーソナルモビリティシェアリングサービス

- ○アプリケーションでの呼出し、目的地までの自動送迎
 - ⇒ 利便性向上
- ○乗り捨て後の自動回収、AI需要予測によるポート間の自動台数調整
 - ⇒ 運用コスト削減
- ○幅員の広い歩道空間での実施、障害物回避等の安全機能の装備
 - ⇒ 安全対策



ユーザーニーズや持続可能 なビジネスモデルとして未来 技術を活用したモビリティ サービスを実現したい

2 新たなモビリティサービスの実現



2016年1月、国家戦略特区の指定を受け、幕張新都心での未来技術を活用した モビリティサービスの実現に向け、各種実証実験を実施







2017

2018

2019

2020











未来技術を活用した 次世代モビリティサービス と鉄道等の既存交通、 観光施設等の他分野と の連携により、1 IDで 利用可能な MaaSを 目指す。

